

河川法第三章第三節第二款（ダムに関する特則）等の規定の運用について

もつてダムの適正な運営の確保を図ることとしたい。

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一章第二節第三款の規定による運用上、法第二十六条の許可を受けて設置するダム、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上もの（以下「ダム」という。）を次のようく分類する。

第一類・その設置に伴い下流の洪水流量が著

いて第十四条第四項に規定する施設の設置又はこれに代わるべき措置、洪水が達することとなる他人の所有地を貯水池の敷地とするもの買収その他の権原の取得を含むものを行なう必要があると認めるときは、当該ダムの設置者が運営なくしてこれを行なうよう、当該ダムの設置者を指導すること。

口により指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成せることができないと認めるときは、地方建設局長を含む。(以下同じ)にあつては建設大臣に対し法第四十四条第一項の指示をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受け、当該指示をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、理由書の案のほか、当該指示を要とする事項の指導の経過及び結果をの他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。

箇施設(法第四十五条)、通報施設(法第十四六条第一項)及び警報施設(法第十四八条)について

ダムに関する水利使用の許可の申請がなされたときは、当該許可に「法第四十五条の規定による施設」、「法第四十六条第一項の通報施設及び河川法施行令(昭和四十一年政令第十四号)以

(下「令」という。) 第三十二条の警告をするためのサイン及び警報器等の設置に関する計画を河川管理者の承認に係らしめる旨の条件を附すこととして、当該申請を処理すること。

(2) 令附則第九条の規定の適用を受けるダムで、これに係る法第四十五条の觀測施設又は法第四十六条第二項の通報施設が令第三十一条又は第十八条の規定に適合してはならないものについては、昭和四十三年三月二十一日までの間に、これらの規定に適合する当該觀測施設及び通報施設を設けるよう、當該ダムの設置者を指導すること。

(3) 令第二十二条の警告をするためのサインは、洪水時ににおけるその吹鳴が洪水によつて生ずる災害の防止上有効かつ適切であると認められるときは、できるだけ、予備電源設備を附置する等暴雨の下においてもその吹鳴を確保することができるものとするように、ダムの設置者を指導すること。

ダムの操作規程（法第四十七条）について

(1) 法第四十七条第一項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によつておるはうに当該ダムの設置者を指導すること。

(2) 既設のダムのうち、別添第三に掲げるものその他現に定められている操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認められるもの

につけでは、は次の措置をとること。
イ) 当該ダムの設置者が遅延なく法第四十七
条第一項の承認を受けて当該操作規程を変
更する。ように当該ダムの設置者を指導する
こと。
ロ) 又により指揮した場合においては、当該指
導によつてはその目的を十分達成すること
ができるないと認めるときは、地方建設局長
にあつては建設大臣に対セ法第四十七条第三項
の命令をすべき旨を上申し、都道府県
知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認
を受けて当該命令をすること。この場合に
おける上申又は承認の申請は、上申書又は
申請書に、命令書の申請のほかに、当該命令全
ての必要とする理由等の指揮の経過及び監査
のその他参考となるべき事項を記載した図書
を添付し、これらを建設大臣に提出してす
ること。
(3) 法第四十四条の規定により指示することが
できる事項で、現に定められている操作規程
の変更を伴うものに關し、法第四十七条第四
項の命令をするときは、当該事項に關する法
第四十四条第一項の指示とあわせて又はそ
の指示をした後にななければならぬものであ
る。こと。
洪水分調節のための指示（法第五十二条）につ
いて
別添第三に掲げる第一類のダムその他令第

三、觀測施設（法第四十五条）、通報施設（法第

第三節 測量施設（法第四十五條）、通報施設（法第四十六條第二項）及び警報施設（法第四十八条）について
タムにに関する水利使用の許可の申請がなされたときは、当該許可に「法第四十五条の規定による測量施設、法第四十六条第二項の通報施設及び河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）以

(下「令」という。) 第三十二条の警告をするためのサイン及び警報器等の設置に関する計画を河川管理者の承認に係らしめる旨の条件を附すこととして、当該申請を処理すること。

(2) 令附則第九条の規定の適用を受けるダムで、これに係る法第四十五条の觀測施設又は法第四十六条第二項の通報施設が令第三十一条又は第十八条の規定に適合してはならないものについては、昭和四十三年三月二十一日までの間に、これらの規定に適合する当該觀測施設及び通報施設を設けるよう、當該ダムの設置者を指導すること。

(3) 令第二十二条の警告をするためのサインは、洪水時ににおけるその吹鳴が洪水によつて生ずる災害の防止上有効かつ適切であると認められるときは、できるだけ予備電源設備を附置する等暴雨の下においてもその吹鳴を確保することができるものとするように、ダムの設置者を指導すること。

ダムの操作規程(法第四十七条)について

(1) 法第四十七条第一項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によつておるはうに当該ダムの設置者を指導すること。

(2) 既設のダムのうち、別添第三に掲げるものその他現に定められている操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認められるもの

につけでは、は次の措置をとること。
イ) 当該ダムの設置者が遅延なく法第四十七
条第一項の承認を受けて当該操作規程を変
更する。ように当該ダムの設置者を指導する
こと。
ロ) 又により指揮した場合においては、当該指
導によつてはその目的を十分達成すること
ができるないと認めるときは、地方建設局長
にあつては建設大臣に対セ法第四十七条第三項
の命令をすべき旨を上申し、都道府県
知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認
を受けて当該命令をすること。この場合に
おける上申又は承認の申請は、上申書又は
申請書に、命令書のほかに当該命令全般
を必要とする理由等の指揮の経過及び結果
その他参考となるべき事項を記載した図書
を添付し、これらを建設大臣に提出してす
ること。
(3) 法第四十四条の規定により指示することが
できる事項で、現に定められている操作規程
の変更を伴うものに關し、法第四十七条第四
項の命令をするときは、当該事項に關する法
第四十四条第一項の指示とあわせて又はそ
の指示をした後にしなければならないものであ
る。こと。
別添第三に掲げる第一類のダムその他令第
五百二十二条)につ
いて
洪水調節のための指示(法第五十二条)につ

四

(2) 附するごとに当該申請を処理すること。

(2) 令附則第九条の規定の適用を受けけるダムで、これは係る法第四十五条の觀測施設又は法第四十六条第二項の通報施設が令第十六号又は第十八号の規定に適合してはならないものについては、昭和四十三年三月三十一日までの間にこれららの規定に適合する当該觀測施設及び通報施設を設けるように当該ダムの設置者を指導すること。

(3) 令第三十二条の警告をするためのサイン等は、洪水時におけるその吹鳴が洪水によつて生ずる災害の防止上有効かつ適切であると認められるとときは、できるだけ予備電源設備等を附置する等暴雨風雨の下においてもその吹鳴を確保することができるものとする。ダムの設置者が指導すること。

(1) ダムの操作規程(法第四十七条)について

法第四十条七条第一項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によつておるよう、当該ダムの設置者を指導すること。

既設のダムのうち別添第三に掲げるもののその他現に定められている操作規程によつておる河川管理上支障を生ずると認められるものは

につけでは、は次の措置をとること。
イ) 当該ダムの設置者が遅延なく法第四十七
条第一項の承認を受けて当該操作規程を変
更する。ように当該ダムの設置者を指導する
こと。
ロ) 又により指揮した場合においては、当該指
導によつてはその目的を十分達成すること
ができるないと認めるときは、地方建設局長
にあつては建設大臣に対セ法第四十七条第三項
の命令をすべき旨を上申し、都道府県
知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認
を受けて当該命令をすること。この場合に
おける上申又は承認の申請は、上申書又は
申請書に、命令書のほかに当該命令全般
を必要とする理由等の指揮の経過及び結果
その他参考となるべき事項を記載した図書
を添付し、これらを建設大臣に提出してす
ること。
(3) 法第四十四条の規定により指示することが
できる事項で、現に定められている操作規程
の変更を伴うものに關し、法第四十七条第四
項の命令をするときは、当該事項に關する法
第四十四条第一項の指示とあわせて又はそ
の指示をした後にしなければならないものであ
ること。
別添第三に掲げる第一類のダムその他令第
五百二十二条)につ
いて
洪水調節のための指示(法第五十二条)につ

二 河川の従前の機能の維持（法第四十四条）について
（1）ダムに関する水利使用の許可の申請がなされた場合又はそれがなされた場合においては、次の措置をとること。
イ、当該ダムの上流に生ずべき堆砂が原因と

(2) 既設のダムのうちも、その上流の堆砂の状況に関する報告を定期になすべき旨の条件が水利使用の許可に附されたものその他に、第一類のダムに相当し、若しくは相当すると疑われる事情があるもの又は近く第二類のダムに該当するに至るおそれがあつたと認められるものについては、次の措置をとること。

1) 水利使用の許可に附された条件若しくは法第七十八条第一項の規定に基づき、又は当該ダムの設置者に対する指導により、毎年度、当該ダムの設置者から、その上流の堆砂の状況に関する報告を徴し、これによつて災害が発生するおそれがないかどうかを検討することとの検討において北海道開発局長は、その上流の堆砂の状況について法第七十八条第一項の規定による報告

(1) 個々のゲートの規模及び数 高さ○mで幅○mのもの○門	(2) 個々のゲートの開閉の速さ 一分につき○○m
(3) 個々のゲートの開閉の速さ 高さ○mで幅○mのもの○門	(4) 個々のゲートの開閉の速さ 一分につき○○m以下
本 放流管バルブ	本 放流管バルブ
(1) 規模及び数 内径○mのもの○門	(2) 規模及び数 内径○mのもの○門
(3) 開閉に係る開度変化率○%以下	(4) 開閉に係る開度変化率○%以下
一 貯水池 イ、直接集水地域の面積○km ²	二 設計洪水位 ヘ、設計洪水流量○m ³ /s
口 淹水区域の面積○km ²	ハ、最大貯水距離○km
口 淹水区域の面積○km ²	二 設計洪水位 ヘ、標高○m
木 常時満水位 ヘ、標高○m	木 常時満水位 ヘ、標高○m
木 常時満水位 ヘ、標高○m	木 常時満水位 ヘ、標高○m
(3) 最大使用水量 ○m ³ /s	(3) 最大使用水量 ○m ³ /s
注(1) 第四類のダムにあつては、第三号中へを 設置かず、水を貯水する所とする。	注(2) 揚水式発電の用に供されるダムにおいて、揚水式発電に供される空虚容量を予備放流水量としているときには、予備放流水量を予備放流水量とし、揚水が発生しているときをいう。

二千三百第一号又は第二号に該当するダムについて、はたまた下流の地域に洪水による災害が発生もしくは発生するおそれがあるとき認められる場合において法第五十三条の指示をすることが必要かつ適切であるかどうかを検討すること。

(2) (1) の検討の結果に基づき、法第五十三条の指示をすることが予想されるダムがあるときは、当該指示に基づく措置が円滑に行なわれるよう、当該ダムの設置者との協議により、その措置の内容、当該指示の伝達の方法その他当該指示に関する事項をできるだけ予定しておく。

(3) (2) の協議が成立したとき、又は当該協議の成立が困難であることが明らかになつたときは、すみやかに、その成立した協議の内容又はその成立に至らない経過を本職に報告すること。

六 出水期前ににおけるダムの管理体制の整備について

毎年度、出水期前に各ダムについて、法第五十三条の規定による立入検査を行なうこと等により、洪水時ににおいて当該ダムを適切に管理することができる体制を整えておく。よう、当該ダムの設置者を指導すること。

別添第一

一 この標準操作規程においては、次の条件をそ

二級河川に設置されるダムとする。

ハ、第一類のダムで、その設置に伴う下流の洪水の増加を予備放流水方式により調節する一定とした各洪水ごとに洪水警戒時ににおける予備放流水位は、原則として年間を通して一定とされているものとする。

二 予備放流水位は、原則として年間を通して所定の水位まで低下させるものとする。

ただし、必要な場合は非洪水期における予備放流水位を定めることができるものとする。

二 他の河川から取水した水流を直接貯水池に蓄水する一の集水施設を有するものとする。

二 個々の操作規程の規定作成するに当つては、この標準操作規程の規定について、必要に応じて、取捨選択変更等をするものとする。

二 ○○ダム操作規程

目次

第一章 準則 (第一条～第九条)

第二章 ダム等の管理の原則 (第十条～第十九条)

第三節 洪水の監留及び放流の方法 (第十一条～第十四条)

第四節 放流の際によるべき措置等 (第十五条～第十九条)

第五節 洪水における措置に関する特別 (第二節～第五節)

三 予備放流水位又は予備空虚容量は、原則として年間を通じて定めるものとする。

四 合は、次のように規定する。

五 予備放流水位又は予備空虚容量は、原則として年間を通じて定めるものとする。

六 次のように規定する。

七 (洪水及び洪水時)

八 第四条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量に○○貯水池(以下「○○貯水池」という)への流入量を合算した流入量(第○〇〇条第○〇〇項に規定する合計流入量をいう)以下同じ)が○○貯水池(以下「○○貯水池」という)の水位を超過するおそれがあることをいう。「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

九 第五条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴雨警報又は大雨警報が行わるを以てその他の洪水が発生するおそれがあると認められるに至つた時から警戒される警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれがあると認められるまでの間である。

十 (洪水警戒時)

十一 第六条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終った時から洪水警戒時間が解除されるまで、又は解除されることなく貯水池への流量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

十二 (予備警戒時)

十三 第七条 この規程において「予備警戒時」とは、第五条の予報区を対象として風雨注意報又は大

(6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置	注添予備放流が洪水警戒時のまでは所定の予備放流量を確保しがたいダムで事前放流の必要がある場合には、第二項として次のように規定する。
2	前項に掲げる措置のほか、次条第一号に規定する措置を容易ならしめるために必要な流量の流水を貯水池から放流すること。
(洪水警戒時における措置)	第三十条、洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次条第一号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、貯水池における措置の規定による。
(1) 最大流入量その他の流入量の時間的変化を予測すること。	第三十条、洪水警戒時においては、貯水池から放流する流量の流入量を貯水池から放流する。
(2) 次に定めるところにより貯水池から放流する。が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流す。	が、予備放流水位をこえてくるときは、貯水池からの放流を行ひ、貯水池が予備放流水位に等しくなつた時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
(3) 洪水警戒時に至つた時における貯水位が、予備放流水位をこえてくるときは、貯水池からの放流を行ひ、空虚容量が予備空虚容量に等しくなつた時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。	が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流す。

の必要があると認められるときは、前項の規定によれば、各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第一号及び第三号に掲げる事項)を記録しておかなければならぬ。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲート又はバルブの名称、その一回の開閉を始めた時刻及びこれ終えた時刻並びにこれを終えた時ににおけるその開度

(3) ネット又はバルブの二回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐又は放水管からの放流に係る放流量及び使用水量

(4) ダムの洪水吐又は放水管からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量

(5) 発電の開始若しくは停止又は使用水量の変更があったときは、その時刻及びその後における使用水量

(6) 法第四十一条の規定による通知(第十四条第三項の規定による通知を含む)及び令第二十三条の規定による監視の実施状況

(観測および測定等)

第十七条、法第四十五条の規定による観測は、別表第三に定めるところにより行うものとする。

2 法第四十五条の規定により観測すべき事項の

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、他のダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第四に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第四十五条及び第三項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならぬ。前項のほか、定期的にダム及び貯水池に於ける点検及び整備等

第十八条、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び器材は、定期的に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常に良好な状態に維持しなければならない。特に洪水又は暴風雨等地震その他のこれらに類する現象が発生したときは、ダム又は貯水池に於けるものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検及び貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からはじめ出る水の量と貯水位との関係の検討を含むものを行い、ダム又は貯水池に於ける異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

第十九条、ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対

し、別表第三(三)欄の例により公の旨を報告しなければならない。

第三章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第二十条、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ダムを操作するため必要な機械及び器材、受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む)法第四十五条の観測施設(法第四十六条第三項の通報等)の施設令第三十二条の規定により警報するためのサイン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行ふため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び器材の点検及び整備を行ふこと。

(3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) 局長及び〇〇県知事に對し、別表第二の例による法第四十六条第三項の規定による通報すること。

(5) 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第三十七条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(注) (1) に規定する時間が経過した時から
○○分前に生じた流入量に相当する流量
(2) 流入量が最大となつた時以下、最大
時」という。から流入量と放流量とが
等しくなるまでの間ににおいては、最大時
における放流量。
(3) に規定する時間が経過した時から洪
水時が経過するまでの間においては、
流入量に相当する流量。
(4) に規定する場合において流入量が再
び増加を始めたときから○○分間におい
ては、増加を始めた時の放流量。
(5) に規定する時間が経過した時以後に
おいては、(1)及び(2)の順序で、それ
ぞれ各号の規定による放流量。
ロイの規定にかかわらず、洪水時に至つた
時ににおける貯水位が予備放流水位を下まわ
つているときは、貯水池からの放流をしな
がら、又はこれをしないで貯水池に流水を
貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくな
った時から(1)に規定する時間が経過する
までの間においては、(1)の規定の例により
貯水池から放流すること。
ハイに規定する時間が経過した時以後に
おいては、貯水池からの放流をしながら、又
はこれをしないで貯水池に流水を貯留する
こと。
法第四十九条の規定による記録の作成をす

(1) 入量が最大となるまでの間においては、
○○分前に生じた流入量に相当する流量
(2) 流入量が最大となつた時以下、最大
時」という。から流入量と放流量とが
等しくなるまでの間ににおいては、最大時
における放流量。
(3) に規定する時間が経過した時から洪
水時が経過するまでの間においては、
流入量に相当する流量。
(4) に規定する場合において流入量が再
び増加を始めたときから○○分間におい
ては、増加を始めた時の放流量。
(5) に規定する時間が経過した時以後に
おいては、(1)及び(2)の順序で、それ
ぞれ各号の規定による放流量。
ロイの規定にかかわらず、洪水時に至つた
時ににおける貯水位が予備放流水位を下まわ
つているときは、貯水池からの放流をしな
がら、又はこれをしないで貯水池に流水を
貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくな
った時から(1)に規定する時間が経過する
までの間においては、(1)の規定の例により
貯水池から放流すること。
ハイに規定する時間が経過した時以後に
おいては、貯水池からの放流をしながら、又
はこれをしないで貯水池に流水を貯留する
こと。
法第四十九条の規定による記録の作成をす

ること。
(1) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
より求められた予備放流水位が、無害流量
をフリーフローで放流することができる水
位を下まわるダムについては、第一号イは
次のように規定する。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流
量の流水を貯水池から放流すること。
(1) 洪水時に至つた時から流入量が最大
となつた時(以下「最大時」という。)
とされた時(以下「最大時」という。)
を経て流入量が放流量と等しくなるま
での間は、ダムのすべての洪水吐の
ゲートを全開とした時の放流量により、予
められた構造上等の理由により、予
備放流水量が十分確保できない場合
に限り、貯水池は貯水池部分は、洪水時に至つた時から放流すること。
(2) 洪水時に至つた時から流入量が最大
となつた時(以下「最大時」という。)
を経て流入量が放流量と等しくなるま
での間は、ダムのすべての洪水吐の
ゲートを全開とした時の放流量により、予
められた構造上等の理由により、予
備放流水量が十分確保できない場合
に限り、貯水池は貯水池部分は、洪水時に至つた時から放流すること。

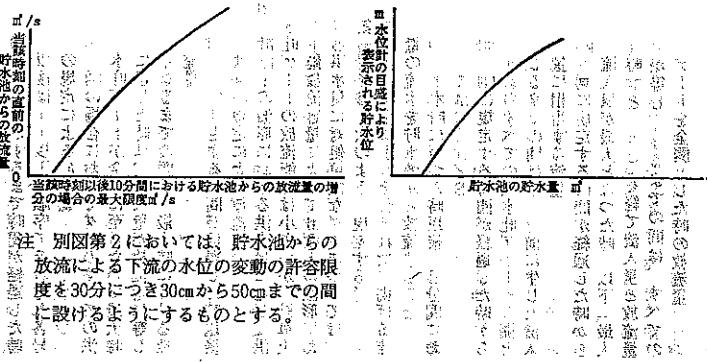
イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流
量の流水を貯水池から放流すること。
(1) 洪水時に至つた時から流入量が最大
となつた時(以下「最大時」という。)
とされた時(以下「最大時」という。)
を経て流入量が放流量と等しくなるま
での間は、ダムのすべての洪水吐の
ゲートを全開とした時の放流量により、予
められた構造上等の理由により、予
備放流水量が十分確保できない場合
に限り、貯水池は貯水池部分は、洪水時に至つた時から放流すること。

(1) (1)に規定する時間が経過した時以後
は、(1)以下の順序で、それぞれ各号
の規定による放流量。
(2) (2)に規定する時間が経過した時以後
は、(1)に規定する時間が経過した時から
水吐ゲートの放流能力は小さいが、計算上
の予備放流水量によって計画上の波形にお
ける洪水量に対応可能なダムについては、
水吐ゲートが全開に至らないまで最大時
に達した時は、流入量が放流量に等し
くなるまでの間は、最大時における放
流量。
(3) (3)に規定する時間が経過した時以後
は、(2)の規定による放流量。

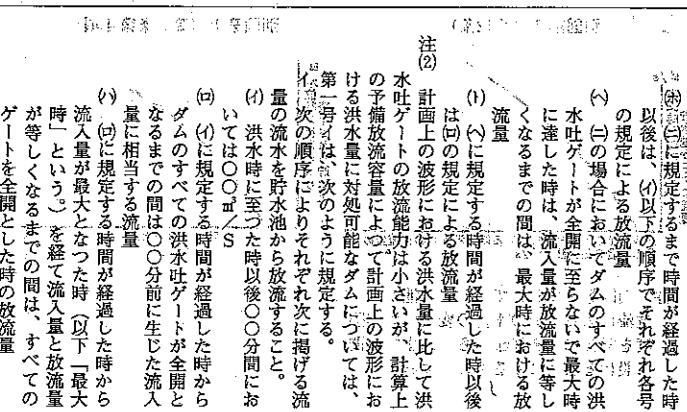
(1) (1)に規定する時間が経過した時以後
は、(1)の規定による放流量。
(2) (2)に規定する時間が経過した時以後
は、(1)に規定する時間が経過した時から
水吐ゲートの放流能力は小さいが、計算上
の予備放流水量によって計画上の波形にお
ける洪水量に対応可能なダムについては、
水吐ゲートが全開に至らないまで最大時
に達した時は、流入量が放流量に等し
くなるまでの間は、最大時における放
流量。

(1) (1)に規定する時間が経過した時以後
は、(1)の規定による放流量。
(2) (2)に規定する時間が経過した時以後
は、(1)に規定する時間が経過した時から
水吐ゲートの放流能力は小さいが、計算上
の予備放流水量によって計画上の波形にお
ける洪水量に対応可能なダムについては、
水吐ゲートが全開に至らないまで最大時
に達した時は、流入量が放流量に等し
くなるまでの間は、最大時における放
流量。

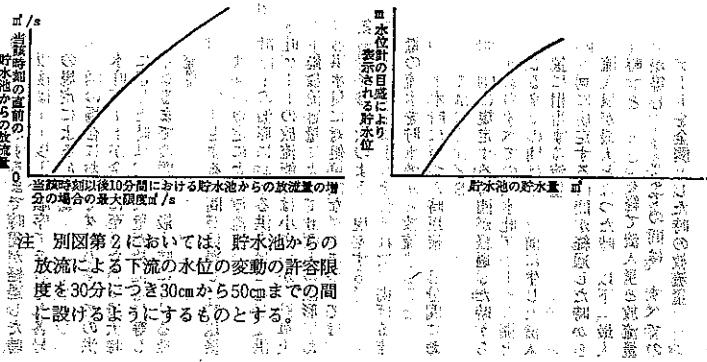
別図第2 (第12条)



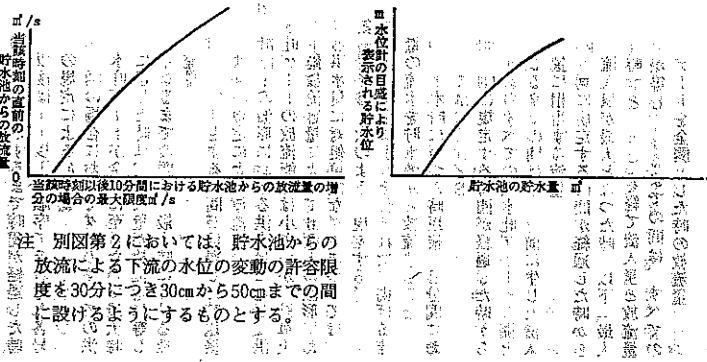
別図第1 (第9条第4項)



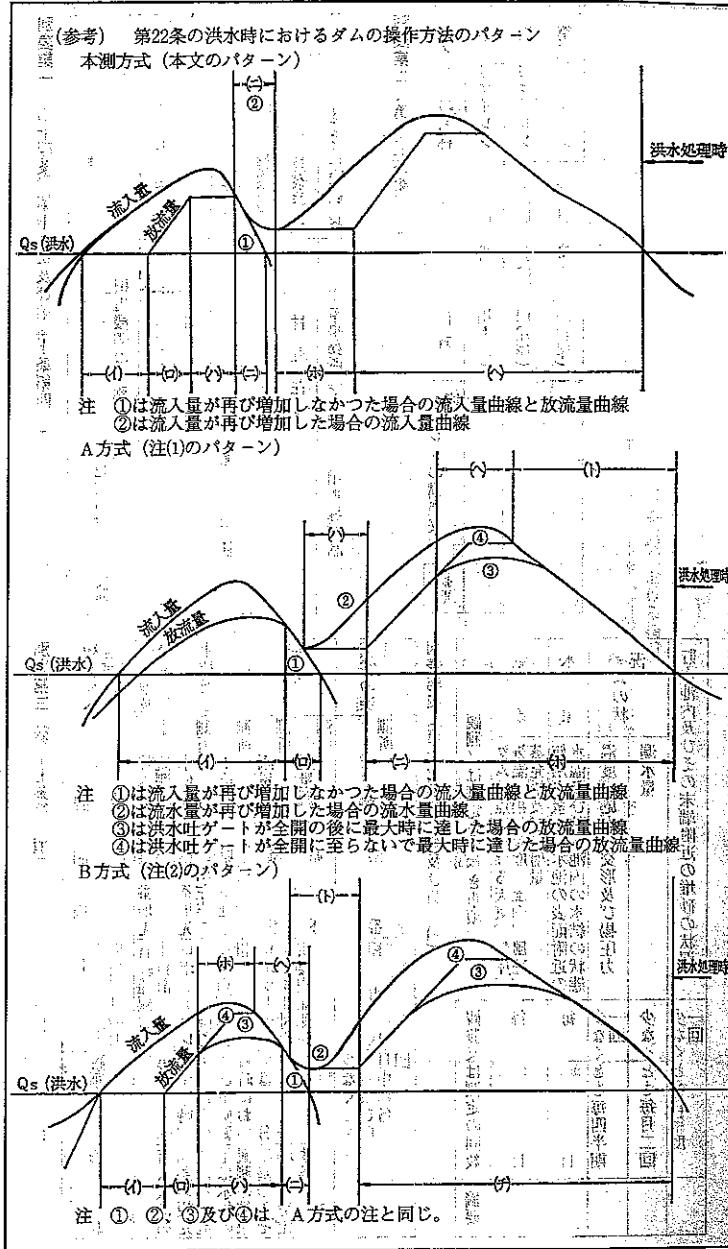
別図第2 (第12条)



別図第1 (第9条第4項)



(No.3)



名 称	通 知 の 相 手 方 法	担 当 機 関 の 名 称
○ ○ 県 知 事 長	○ ○ 土木事務所 ○ ○ 課	○ ○ 土木事務所 ○ ○ 課
○ ○ 市 長	○ ○ ○ ○ 村 長	○ ○ ○ ○ 村 長
○ ○ 県 ○ ○ 警察署長	○ ○ ○ ○ ○ ○ 課	○ ○ ○ ○ ○ ○ 課
○ ○ 県 ○ ○ 警察署長	○ ○ ○ ○ ○ ○ 在 所	○ ○ ○ ○ ○ ○ 在 所
○ ○ 地方建設局長	○ ○ 工事事務所 ○ ○ 課	○ ○ 工事事務所 ○ ○ 課
サイレンの位置	サイレンの構造又は摘要	サイレンの構造又は摘要
第一号サイレン	○ ○ 県 番 (○ ○ 川左岸)	○ ○ 県 番 (○ ○ 川左岸)
第二号サイレン	○ ○ 県 番 (○ ○ 川右岸)	○ ○ 県 番 (○ ○ 川右岸)
第三号サイレン	○ ○ 県 番 (○ ○ 川右岸)	○ ○ 県 番 (○ ○ 川右岸)
専用無線電話	専用無線電話	専用無線電話
加入電話	加入電話	加入電話

ダムの状況	水象	気象	積雪の深さ	降水量	貯水池及び流入量	観測すべき事項
貯水池内及びその末端附近の堆砂の状況	漏水漏水量	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	温度	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	水位	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	揚圧力	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	交形	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	揚圧力	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
観測又は測定すべき事項	蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位	設置構造又は能力
観測又は測定をすべき事項	蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位	設置構造又は能力
観測又は測定の回数	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
観測の回数	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日

ダムの状況	水象	気象	積雪の深さ	降水量	貯水池及び流入量	観測すべき事項
貯水池内及びその末端附近の堆砂の状況	漏水漏水量	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	温度	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	水位	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	揚圧力	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	交形	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
	揚圧力	ダム地盤における蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位
観測又は測定すべき事項	蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位	設置構造又は能力
観測又は測定をすべき事項	蒸気温及び日射量、風向、風気圧、水温及び貯水池内の水表面附近的状態	測定所の雪量観測	測定所の雨量観測	測定所の貯水池水位観測	名標位	設置構造又は能力
観測又は測定の回数	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
観測の回数	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日